

会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

別表七(二) 平二十四・一・十以後終了事業年度分

I 更生欠損金の損金算入に関する明細書

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	1	円	債務免除の内訳による	純評価益の額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6	円
	私財提供を受けた金銭の額	2			計 (1) + (2) + (3) + (6)	7	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	3		欠損金額の計算	適用年度終了の時点における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額	8	
	資産の評価益の総額	4			欠損金又は災害損失金の額 (別表七(一)「1の計」)	9	
	資産の評価損の総額	5			差引欠損金額 (8) - (9)	10	
					当期控除額 ((7)と(10)のうち少ない金額)	11	

II 民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	12	円	欠損金額の計算	適用年度終了の時点における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額	18	円
	私財提供を受けた金銭の額	13			欠損金又は災害損失金の額 (別表七(一)「1の計」)	19	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	14			差引欠損金額 (18) - (19)	20	
	資産の評価益の総額 (別表十四(一)「13」)	15		所得金額差引計	所得金額差引計 (別表四「43の①」)	21	
	資産の評価損の総額 (別表十四(一)「24」)	16			当期控除額 (17)、(20)と(21)のうち少ない金額)	22	
	計 (12) + (13) + (14) + (15) - (16)	17					

III 民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金算入に関する明細書

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	23	円	欠損金額等の計算	適用年度終了の時点における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額	27	円
	私財提供を受けた金銭の額	24			適用年度終了の時点における資本金等の額 (別表五(一)「36の④」) (プラスの場合は0)	28	△
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	25			欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「2の計」)	29	
	計 (23) + (24) + (25)	26		所得金額	差引欠損金額等 (27) - (28) - (29)	30	
					所得金額 (別表四「43の①」) - (29)	31	
					当期控除額 (26)、(30)と(31)のうち少ない金額)	32	

別表七（二）の記載の仕方

1 更生欠損金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、法人が法第59条第1項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「適用年度終了の時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額8」欄には、当期の別表五（一）の「期首現在利益積立金額①」の「差引合計額31」に記載されるべき金額がマイナス（△）である場合のその金額を記載します。なお、当該法人が連結親法人である場合、前連結事業年度以前の連結事業年度から繰り越された令第9条の2第1項第1号（連結利益積立金額）に規定する個別欠損金額を含めて記載します。

2 民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、法人が法第59条第2項（民事再生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定の適用を受ける場合（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）に記載します。
- (2) 「適用年度終了の時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額18」欄には、当期の別表五（一）の「期首現在利益積立金額①」の「差引合計額31」に記載されるべき金額がマイナス（△）である場合のその金額を記載します。なお、当該法人が連結親法人である場合、前連結事業年度以前の連結事業年度から繰り越された令第9条の2第1項第1号に規定する個別欠損金額を含めて記載します。
- (3) 「所得金額差引計（別表四「43の①」）21」欄の記載に当たっては、次によります。

イ 東日本大震災の被害者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第15条第6項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合には、別表四「43の①」の外書の金額を「別表四「43の①」」の金額に加算して計算します。

ロ 震災特例法第18条の3第1項（再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には、「別表四「43の①」」の金額は、再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合

の別表四「43の①」の金額とします。

3 民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、法人が法第59条第2項の規定の適用を受ける場合（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）又は同条第3項若しくは現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の法（以下「平成23年旧法」といいます。）第59条第3項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「適用年度終了の時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額27」欄には、当期の別表五（一）の「期首現在利益積立金額①」の「差引合計額31」に記載されるべき金額がマイナス（△）である場合のその金額を記載します。なお、当該法人が連結親法人である場合、前連結事業年度以前の連結事業年度から繰り越された令第9条の2第1項第1号に規定する個別欠損金額を含めて記載します。
- (3) 「適用年度終了の時における資本金等の額28」の欄は、法人が平成23年4月1日以後に開始する事業年度において法第59条第3項の規定の適用を受ける場合についてのみ記載します。
- (4) 「所得金額（別表四「43の①」）－(29)31」欄の記載に当たっては、次によります。

イ 震災特例法第15条第6項の規定の適用を受ける場合には、別表四「43の①」の外書の金額を「別表四「43の①」」の金額に加算して計算します。

ロ 震災特例法第18条の3第1項の規定の適用を受ける場合には、「別表四「43の①」」の金額は、再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四「43の①」の金額とします。

- (5) 「当期控除額（(26)、(30)と(31)のうち少ない金額）32」の欄は、法人が法第59条第3項又は平成23年旧法第59条第3項の規定の適用を受ける場合には、「(26)、」を消します。